

## 神奈川県文化芸術振興条例の5年ごとの見直しに向けた検討について

氏名 \_\_\_\_\_

神奈川県文化芸術振興条例（以下「条例」という。）の5年ごとの見直しに向けて、前回の審議会での方針に従い、条例第5条から第19条までについて、これまでの審議会意見を御参考いただきながら、併せて整合性も御考慮いただいた上で、次の各問に御回答ください。

今回はこれまでに御意見をいただいた条項について、メインにお伺いいたします。

なお、御意見をいただきたい点を質問票の形式でとしましたが、答えにくい方は質問の趣旨を踏まえ、自由様式にて御回答いただいても結構です。

## 問 1 条例第5条について

（文化芸術の振興）

第5条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術等をいう。）その他の芸術及び芸能の振興を図るため、これらの公演、展示、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、茶道、華道、書道その他の生活に係る文化の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、先人から受け継がれてきた伝統的な芸能、地域の自然、歴史及び風土によりはぐくまれてきた有形及び無形の文化財その他の伝統的な文化芸術が、将来にわたって適切に保存され、継承され、又は活用されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

問1-1 これまでの審議会において、文化芸術基本法と同様に様々なジャンルを追加又は削除した方が良いという御意見、現状のままが良いという御意見がありました。どのようにお考えですか。

答1-1 現状のままが良い ・ 削除又は追加した方が良い

問1-2 （問1-1において、追加した方が良いとお答えいただいた方に伺います。）  
具体的に、どのようなジャンルを追加した方が良いとお考えですか。また、追加した方が良いとお考えの理由についても御記載ください。

答 1-2

（変更案）

（理由）

問1-3 (問1-1において、変更しない方が良いとお答えいただいた方に伺います。) その理由について御記載ください。

答 1-3

問1-4 ジャンルの追加以外に、変更した方が良い点があれば御記載ください。

答 1-4  
(変更案)

(理由)

問2 条例第9条について

(子どもの文化芸術活動の充実)  
第9条 県は、次代の社会を担う子どもが、豊かな人間性及び創造性をはぐくむことができるよう、優れた文化芸術を体験し、及びこれを創造する機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

問2-1 変更した方が良いとお考えですか。

答2-1 現状のままで良い ・ 変更した方が良い

問2-2 (問2-1において、変更した方が良いとお答えいただいた方に伺います。) 具体的に、どのように変更した方が良いとお考えですか。また、変更した方が良いとお考えの理由についても御記載ください。

答 2-2

(変更案)

(理由)

問2-3 (問2-1において、変更しない方が良いとお答えいただいた方に伺います。) その理由について御記載ください。

答 2-3

問3 条例第11条について

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第11条 県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者が文化芸術に親しみ、自主的に文化芸術活動を楽しむための環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

問3-1 変更した方が良いとお考えですか。

答3-1 現状のままで良い ・ 変更した方が良い

問3-2 (問3-1において、変更した方が良いとお答えいただいた方に伺います。) 具体的に、どのように変更した方が良いとお考えですか。また、変更した方が良いとお考えの理由についても御記載ください。

答 3-2

(変更案)

(理由)

問3-3 (問3-1において、変更しない方が良いとお答えいただいた方に伺います。) その理由について御記載ください。

答 3-3

問 4 条例第 12 条について

(文化芸術に関する交流の推進)  
第12条 県は、文化芸術に関する地域間の交流及び国際交流の推進に努めるものとする。

問4-1 変更した方が良いとお考えですか。

答4-1 現状のままで良い ・ 変更した方が良い

問4-2 (問4-1において、変更した方が良いとお答えいただいた方に伺います。) 具体的に、どのように変更した方が良いとお考えですか。また、変更した方が良いとお考えの理由についても御記載ください。

答 4-2  
(変更案)  
  
(理由)

問4-3 (問4-1において、変更しない方が良いとお答えいただいた方に伺います。) その理由について御記載ください。

答 4-3

## 問5 条例第15条について

(景観の形成)

第15条 県は、美しく風格のある景観が文化の基盤をなすことにかんがみ、良好な自然景観及び歴史的景観並びに調和のとれた都市景観の形成に努めるものとする。

問5-1 変更した方が良いとお考えですか。

答5-1 現状のままで良い ・ 変更した方が良い

問5-2 (問5-1において、変更した方が良いとお答えいただいた方に伺います。) 具体的に、どのように変更した方が良いとお考えですか。また、変更した方が良いとお考えの理由についても御記載ください。

答 5-2

(変更案)

(理由)

問5-3 (問5-1において、変更しない方が良いとお答えいただいた方に伺います。) その理由について御記載ください。

答 5-3

## 問6 条例第16条について

(文化施設の充実等)

第16条 県は、県民の文化芸術活動の場の充実を図るため、文化施設の充実及び学校施設その他公共的施設の活用が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、自らの設置等に係る文化施設を地域の文化芸術活動の拠点とし、当該文化施設の文化芸術の鑑賞、活動及び交流の場としての機能の充実を図るとともに、その特色を生かした文化芸術に関する人材の育成、教育、普及啓発等を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 3 県は、自らの設置等に係る文化施設の機能を最大限に発揮させるため、当該文化施設の運営についての適切な検証の実施の確保に努めるものとする。

問6-1 変更した方が良いとお考えですか。

答6-1 現状のままで良い ・ 変更した方が良い

問6-2 (問6-1において、変更した方が良いとお答えいただいた方に伺います。)  
具体的に、どのように変更した方が良いとお考えですか。また、変更した方が良いとお考えの理由についても御記載ください。

答 12-2  
(変更案)

(理由)

問6-3 (問6-1において、変更しない方が良いとお答えいただいた方に伺います。)  
その理由について御記載ください。

答 6-3

問7 条例第17条について

(情報通信技術の活用)  
第17条 県は、文化芸術に関する情報の収集及び発信、作品等の記録及び保存等に当たり、情報通信技術の活用に努めるものとする。

問7-1 変更した方が良いとお考えですか。

答7-1 現状のままで良い ・ 変更した方が良い

問7-2 (問7-1において、変更した方が良いとお答えいただいた方に伺います。)  
具体的に、どのように変更した方が良いとお考えですか。また、変更した方が良いとお考えの理由についても御記載ください。

答 7-2  
(変更案)

(理由)

問7-3 (問7-1において、変更しない方が良いとお答えいただいた方に伺います。)  
その理由について御記載ください。

答 7-3

## 問 8 条例第 18 条について

(文化芸術活動に対する支援の促進)  
第18条 県は、文化芸術活動に対する個人、事業者等からの寄附その他の支援が活発に行われるよう、当該支援に関する普及啓発、情報提供等に努めるものとする。

問8-1 変更した方が良いとお考えですか。

答8-1 現状のままで良い ・ 変更した方が良い

問8-2 (問8-1において、変更した方が良いとお答えいただいた方に伺います。)  
具体的に、どのように変更した方が良いとお考えですか。また、変更した方が良いとお考えの理由についても御記載ください。

答 8-2  
(変更案)

(理由)

問8-3 (問8-1において、変更しない方が良くとお答えいただいた方に伺います。) その理由について御記載ください。

答 8-3

問9 上記の質問に対する回答のほか、5条～19条に関する御意見があれば自由に御記載ください。